

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険

厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

--	--	--	--	--

受付印

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号		事業所 番号	
	厚生年金保険 事業所整理記号			
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
	事業所名称	〒 -		
事業主氏名				
電話番号	()			

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者 1	① 被保険者整理番号	健厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㉗ (通貨) 円 ㉘ (現物) 円	㉙ (合計 ㉗+㉘)	円	標準報酬月額	健厚 千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕		
	⑪ 住所	〒 - (理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕)								

被保険者 2	① 被保険者整理番号	健厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㉗ (通貨) 円 ㉘ (現物) 円	㉙ (合計 ㉗+㉘)	円	標準報酬月額	健厚 千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕		
	⑪ 住所	〒 - (理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕)								

被保険者 3	① 被保険者整理番号	健厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㉗ (通貨) 円 ㉘ (現物) 円	㉙ (合計 ㉗+㉘)	円	標準報酬月額	健厚 千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕		
	⑪ 住所	〒 - (理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕)								

被保険者 4	① 被保険者整理番号	健厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	㉗ (通貨) 円 ㉘ (現物) 円	㉙ (合計 ㉗+㉘)	円	標準報酬月額	健厚 千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕		
	⑪ 住所	〒 - (理由: 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕)								

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	健康保険被保険者証記号		事業所番号	
	厚生年金保険事業所整理記号		事業所番号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
	事業所名称	〒 -		
事業主氏名	様			
電話番号	()			

下記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。

令和 年 月 日

兵庫県建築 健康保険組合理事長 印

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1	① 被保険者整理番号	健康厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	標準健康報酬月額	千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕			
	⑪ 住所	〒 - 理由： 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕								

被保険者2	① 被保険者整理番号	健康厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	標準健康報酬月額	千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕			
	⑪ 住所	〒 - 理由： 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕								

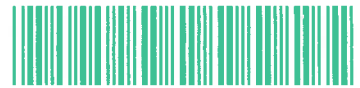
被保険者3	① 被保険者整理番号	健康厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	標準健康報酬月額	千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕			
	⑪ 住所	〒 - 理由： 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕								

被保険者4	① 被保険者整理番号	健康厚	② 氏名 (フリガナ)	(氏) (名)	③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員(基金)
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号		⑦ 取得年月日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有	
	⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑩ (合計 ⑦+⑧) 円	標準健康報酬月額	千円	⑩ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他〔 〕			
	⑪ 住所	〒 - 理由： 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他〔 〕								

ア この通知書のことでわからないことがあるときは当組合へお尋ねください。
 イ この通知書の確認および決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は決定の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、決定の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)
 なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくとも提起することができます。
 ウ この通知書を受け取ったら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬月額を、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。
 エ 健康保険の被保険者証を本人に交付する際は、その住所欄に直ちに現住所を明確に自筆させていただきます。

様式コード
2 2 0 0

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険



厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

健康保険 被保険者証記号		事業所 番号	
厚生年金保険 事業所整理記号		事業所 番号	
届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。			
事業所 所在地	〒 -		
事業所 名称			
事業主 氏名			
電話番号	()		

受付印

社会保険労務士記載欄

氏名等

個人番号を記入できない場合は、「⑥個人番号」欄に基礎年金番号（10桁、左詰め）を記入してください。

被保険者 1

① 被保険者 整理番号	健康 厚	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 年 月 日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有
⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑨ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備 考		該当する項目があれば○をしてください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他〔 〕		
⑪ 住 所	個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 -				1. 海外在住 理由： 2. 短期在留 3. その他〔 〕		

被保険者 2

① 被保険者 整理番号	健康 厚	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 年 月 日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有
⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑨ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備 考		該当する項目があれば○をしてください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他〔 〕		
⑪ 住 所	個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 -				1. 海外在住 理由： 2. 短期在留 3. その他〔 〕		

被保険者 3

① 被保険者 整理番号	健康 厚	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 年 月 日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有
⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑨ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備 考		該当する項目があれば○をしてください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他〔 〕		
⑪ 住 所	個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 -				1. 海外在住 理由： 2. 短期在留 3. その他〔 〕		

被保険者 4

① 被保険者 整理番号	健康 厚	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生 年 月 日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員 5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
⑤ 取得区分	1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 [基礎年 金番号]	⑦ 取 得 年 月 日	9. 令和	年 月 日	⑧ 被 扶 養 者	0. 無 1. 有
⑨ 報酬月額	⑦ (通貨) 円 ⑧ (現物) 円	⑨ (合計 ⑦+⑧) 円	⑩ 備 考		該当する項目があれば○をしてください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得 (特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他〔 〕		
⑪ 住 所	個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 -				1. 海外在住 理由： 2. 短期在留 3. その他〔 〕		

70歳以上の方について提出する場合は、「⑩備考」欄の「1. 70歳以上被用者該当」を○で囲んでください。
(日本年金機構提出用)

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号等は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

健康保険 被保険者証記号	1	2	3	4															
厚生年金保険 事業所整理記号			0	1	-	イ	ロ	ハ											
事業所 番号																			
	5	6	7	8	9														

①被保険者整理番号 : 提出順に被保険者整理番号を払い出ししますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤ 昭和		年		月		日
7.平成	6	3	0	5	0	3

④種別 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年	健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
3. 共済出向	共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
4. 船保任継	船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号 : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等をご記入ください。

⑧被扶養者 : 健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。

「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 : 「㊦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「㊦(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

⑩備考 : 該当する場合に番号を○で囲んでください。

「1. 70歳以上被用者該当」は、被用者が70歳以上の方の場合に○で囲んでください。

在職中に70歳に到達した場合は、この届書ではなく『70歳到達届』(資格喪失届・70歳以上該当届)をご提出ください。

「2. 二以上事業所勤務者の取得」に該当する場合は、資格取得日から10日以内に、被保険者が『被保険者所属選択・二以上事業所勤務届』を提出する必要があります。

「3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)」は、短時間労働者に係る資格取得届を提出する場合に○で囲んでください。

「4. 退職後の継続再雇用者の取得」に該当する場合は、この届書とあわせて『被保険者資格喪失届』の提出が必要です。

⑪住所 : 住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票(個人番号)を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入の上「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

添付書類

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合

- ア. 就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー
イ. 上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書(退職日、再雇用日が記載され事業主印が押印されているもの)等

お知らせ

・「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用される、以下の全ての要件を満たした場合に被保険者となります。

ア. 週の所定労働時間が20時間以上であること。

イ. 雇用見込期間が1年以上であること(雇用期間が1年未満であるが、雇用契約書等でその契約が更新される旨または更新される場合がある旨明示されている場合を含む)。

ウ. 賃金の月額が88,000円(年額106万円相当)以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金(割増賃金等)、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当および家族手当)を除く。

エ. 学生でないこと。

※上記ア～エの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の従業員については、厚生年金保険法第12条第6号の「短時間労働者」には該当いたしませんので、一般の被保険者として資格取得することとなります。